



市長室へようこそ

Welcome to the Mayor's Office

Google

検索

 WWW を検索 サイト内を検索[市長プロフィール](#)[記者会見](#)[市長コメント](#)[市長コラム](#)[まちづくりの方針](#)[市長宛メール](#)[苫小牧市トップページ](#) > [市長室](#) > [記者会見](#)[ひとつ前のページに戻る](#)

記者会見 PRESS CONFERENCE

[過去の記者会見はこちら](#)

日時 平成24年5月18日(金)午前11時00分から

場所 第2応接室

出席者

○市側:岩倉市長、中野副市長、菊地副市長、総合政策部長、環境衛生部長、産業経済部長

○記者側:12社18名参加

発表内容**1 災害廃棄物の受け入れに関する安全基準に対する考え方について****【市長説明】**

お忙しい中、お集まりをいただきありがとうございます。

本日の案件でございますが、「災害廃棄物の受け入れに関する安全基準に対する考え方」について、説明させていただきます。

私は、昨年3月11日に発生いたしました「東日本大震災」について、昨年の6月25日でありましたけれども、「災害廃棄物の受け入れをすべて拒否する姿勢は取らない」との考えを表明しておりますが、今日まで、その気持ちに変わりはありません。

その後岩手県が「廃棄物処理基本計画」を策定、国が広域処理の考え方を示し、さらに、北海道が3月の道議会で一歩踏み込んだ考え方を示して、高橋知事名で道内各市町村長に要請文が送付されました。

私は、これを受けまして、4月3日、4日に岩手県並びに宮古市を視察し、宮古地域の震災廃棄物の現状、域内の処理状況、また昨年11月から東京で取り組んでいる災害廃棄物の受け入れ事業、特に破碎・選別状況並びに放射線量測定現場などや、宮古地域の災害廃棄物からの放射線量の確認、そして県内で処理できない部分を広域処理に頼らざるを得ない災害廃棄物の状況などを視察してまいりました。

また、災害廃棄物の受け入れについて、既に3人の専門家とお会いし、「岩手県宮古市、及びその周辺の木質系廃棄物の再生利用」を前提とした事業設定における、苫小牧市の安全基準に対する考え方と、懸念される事項などについてご意見をお伺いし、内部で検討を重ねた結果、本日、「災害廃棄物の受け入れに関する安全基準」をお示しする運びとなりました。

まず、対象地域及び廃棄物の種類としては、「岩手県宮古市、及びその周辺の木質系災害廃棄物」で、受け入れ基準といたしましては、「可燃物、不燃物、再生利用ともにキログラム当たり100ベクレル以下」といたします。

また、安全性の確認については、今後、受け入れ実施前に実証試験を行い、様々なデータの確認を行うとともに、受け入れ実施時には、搬出側と搬入側、共に基準値を満たした場合のみ受け入れるものいたします。

なお、事業スキームに関しましては、今後、北海道と調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、担当の環境衛生部長から説明させていただきます。

【環境衛生部長説明】

私の方からは、「災害廃棄物の受け入れに関する安全基準に対する考え方」の内容について、ご説明申し上げます。

まず初めに、災害廃棄物の広域処理についてでございます。

昨年3月11日に発生した「東日本大震災」により、通常の廃棄物に比べ岩手県では約11年分、宮城県では約19年分に相当する膨大な量の災害廃棄物が発生し、1日も早い復旧復興のために、迅速な広域処理が必要でございます。

災害廃棄物の広域処理問題につきましては、一部の受け入れ自治体があるものの、いまだ滞っている

のが実情であり、各被災地の復旧復興の足かせとなっている状況で、本市といたしましても災害廃棄物の処理に協力できないか、その対応について検討を重ねてまいりました。

次に、受け入れする災害廃棄物についてでございます。

環境省は、福島県の廃棄物以外の岩手県、宮城県の災害廃棄物を広域処理の対象としており、北海道は、宮城県も視野に入れながら、岩手県を中心とした廃棄物を対象としております。

本市においては、平成23年11月に市議会の安全・安心のまちづくりに関する特別委員会が、岩手県宮古市を被災地視察のため訪れたのがご縁で、宮古市の皆さんとの交流が始まりまして、その過程で災害廃棄物の存在が復旧復興の大きな妨げになっている現実を知り、大半を占める木質系廃棄物の再生利用について、宮古市の皆さんから非公式ながら協力要請があり、平成24年4月3日から4日まで、岩手県並びに宮古市を視察し、広域処理の現状及び災害廃棄物の仮置場と安全性を確認してまいりました。

環境省からは、平成23年5月16日付「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」において、「再生利用が可能なものは、極力再生利用する」という方針が示されており、本市においては、その方針に沿って「岩手県宮古市、及びその周辺の木質系災害廃棄物を再生利用する」方針で進めてまいりました。

また、安全性に関しましては、今後、受け入れ実施前に実証試験を行い、様々なデータを取り確認を行ってまいります。

次に、受け入れの基準についてでございます。

環境省では、放射性セシウム濃度について、焼却灰はキログラム当たり8,000ベクレル以下、焼却前で、炉の種類によって違いますが、キログラム当たり240ベクレル以下、480ベクレル以下、埋立が焼却灰と同じく、キログラム当たり8,000ベクレル以下、再生利用につきましては、再生品でキログラム当たり100ベクレル以下となっており、また、北海道では、焼却前で、おおむねキログラム当たり100ベクレル以下としております。

本市といたしましては、国際原子力機関(IAEA)の安全指針(RS-G-1.7、2004年)におけるクリアランスレベル、及び従前からの「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、「廃棄物は、放射能に汚染されていないもの」という定義のクリアランスレベル、ともにキログラム当たり100ベクレルとなっており、このクリアランスレベルとは、「人の健康へのリスクが無視できる放射性物質濃度」であることから、より安全性を考えた場合、「可燃物、不燃物、及び再生利用についての受け入れ基準をキログラム当たり100ベクレル以下」といたしました。

これを確認するため、搬出側の現地で測定をし、受け入れ時に北海道、苫小牧市、民間の共同で測定し、搬出側及び搬入側で、いずれも基準を満した場合のみ、受け入れを行う方針でございます。

受け入れの実施にあたりましては、より詳細な「放射能等管理マニュアル」を作成いたしまして、安全管理に努めてまいります。

次に、本市が考えております対象地域である、「岩手県宮古市及びその周辺」についてでございます。

岩手県の「災害廃棄物処理詳細計画」において、県内を久慈地域、宮古地域、釜石地域、大船渡地域の4地域に分けており、本市といたしましては、この地域内の、宮古市、岩泉町、山田町、田野畑村の1市2町1村で形成されている「宮古地域」を広域処理の対象地域といたしました。

以上で、苫小牧市の「災害廃棄物の受け入れに関する安全基準に対する考え方」の説明を終わらせていただきます。

【市長説明】

以上でございます。皆さんからご質問があれば、お受けいたします。

上記内容は発言の要旨であり、重複した言葉使いや言い直しがあつたものなどについては、整理の上作成しております。

記録作成：総合政策部秘書広報課

苫小牧市市民参加条例第19条の規定に基づく要望意見について

苫小牧市長 岩倉博文様

平成24年 5月21日

[Redacted content]

私どもは、平成24年4月11日付けで苫小牧市長に対し、震災がれきの受入れの可否について、苫小牧市市民参加条例第5条第6号の規定により市民参加条例に基づく市民参加手続により決定することを要望しました。

ところが、平成24年5月14日付けの回答では、条例を適用しない理由を何ら述べることなく、市として検討する旨の記載だけとなっています。具体的な回答はありませんが、結論的に市民参加条例の適用を拒否するものとしか受け止められません。このような対応は、市民参加条例の趣旨に反するものと考えます。

御承知のように、市民参加条例は「市政運営への市民の参加を推進し、もって市民自治によるまちづくりの推進に資することを目的と」しているのであり、できるだけ市民参加で政策を立案することが原則となっているものと考えます。それは同条例第3条第1項の規定及び第8条の規定を見ても明らかです。

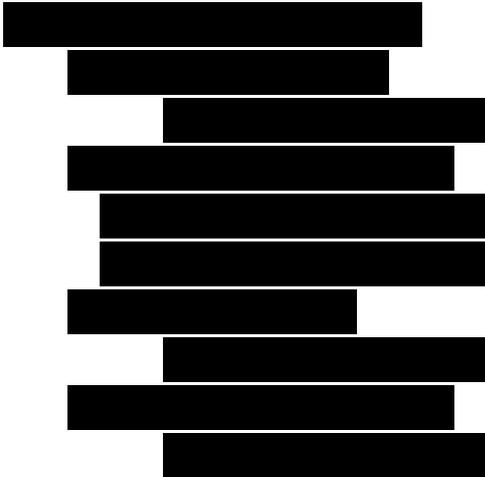
つきましては、このように市民参加条例の適用を求める要望、陳情等があったときは原則として条例を適用すること、又は条例に規定する市民参加に準じた手続を講じること、それができない場合はその理由を付して説明することを求めます。

今回の要望に対しては、がれきの受入れ問題について条例の適用又はこれに準じた手続ができないというのであれば、その理由を説明することを求めます。理由がない、あるいは理由を説明できないのであれば、あらためて市民参加条例の手続によって、がれき受入れ問題の可否決定を行うよう求めます。

なお、この要望意見は、市民参加条例第19条の規定に基づくものであることを申し添えます。



苫自治第31号
平成24年 6月 8日



苫小牧市長 岩倉博文
(総合政策部市民自治推進課担当)

要望意見書に対する回答について

初夏の候、貴会におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成24年5月21日付けで受理いたしました要望意見書につきましては、別紙のとおり回答いたしますので、よろしくお願いいたします。

〒053-8722

苫小牧市旭町4丁目5番6号

苫小牧市総合政策部市民自治推進課

広聴担当 木村

電話 0144-32-6152 (直通)

Eメール siminjiti@city.tomakomai.hokkaido.jp

質問書（回答）

質問要旨

震災がれき受入れの可否について、苫小牧市市民参加条例第5条第6号の規定により市民参加条例に基づく市民参加手続により決定すること。

また、条例の適用又はこれに準じた手続ができない場合は、その理由を説明すること。理由がない、あるいは理由を説明できないのであれば、あらためて市民参加条例の手続によって、がれき受入れ問題の可否決定を行うこと。

【回答】

災害廃棄物の受入れについて、苫小牧市市民参加条例（平成20年条例第30号。以下「条例」といいます。）第5条第6号の規定により、条例に基づく市民参加手続により決定すべきであるとの要望意見について、お答えいたします。

条例第5条では、市民参加手続の対象となる事項について、各号により規定しており、同条第6号においては、要望意見のとおり、「前各号に掲げるもののほか、市民参加手続を行うことが適当と認められる市の政策の立案等」について、条例による市民参加手続の対象とすることができるものでございます。

同号の規定の趣旨は、同条第1号から第5号に掲げる対象事項以外の政策であっても、対象事項と同様の性格を有すると判断される政策については、対象事項として取り扱うこととしているものですが、その判断の決定については、市長にその裁量があるものでございます。

災害廃棄物の受入れについては、北海道から受入れに向けた協力要請もあったところですが、苫小牧市といたしましては、1日も早い被災地の復旧・復興のため、できる限りの協力をしたいという判断から、同号による市民参加手続の対象としない判断をさせていただいたものでございます。

しかしながら、災害廃棄物の受入れに不安を感じている多くの市民に安全性を説明していく必要があると考えておりますことから、まちかどミーティングなどの場において説明を行うなど、これからも市民に対して理解をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

（苫小牧市環境衛生部ゼロごみ推進室清掃事業課 担当）

なお、条例第19条は、同条に基づく具体的な意見提出の制度を新たに保障する趣旨の規定ではなく、市に対してなされた要望等については、その内容が検討され、結果について公表がされることを確認的に規定するにとどまるものでございます。

そのため、同条の規定による具体的な権利（個別の意見提出の制度）が保障される趣旨ではないことを御理解願います。

（苫小牧市総合政策部政策推進室市民自治推進課 担当）

苫小牧市市民参加条例運用の手引き（第5条第6号、第8条関係 抜粋）

【第5条関係】

（市民参加手続の対象となる事項）

第5条 市民参加手続の対象となる事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想及び市政の基本的な事項を定める計画の策定、変更又は廃止
- (2) 次のいずれかの事項を含む条例の制定又は改廃
 - ア 市政の基本的な事項
 - イ 市民に義務を課し、又は権利を制限する事項（使用料その他の市民が納付すべき金銭について定めるものを除く。）
 - ウ 公の施設の使用許可の基準その他の利用方法に関する事項
- (3) 使用料その他の市民が納付すべき金銭のうち規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更
- (4) 市の施設のうち当該施設の性質及び建築等に要する費用の額を考慮して規則で定めるものの建築等に係る計画の策定又は変更
- (5) 法令等（法律若しくは法律に基づく命令（告示を含む。）又は条例を言う。以下同じ。）に基づく場合を除くほか、出資（出えんを含む。以下この号において同じ。）を行うことにより、当該出資を受ける法人その他の団体の資本金、基本金その他これらに準じるものに占める市の出資割合が2分の1以上となるもの又は当該出資の総額が500万円以上となるものに対する当該出資に係る基本方針の策定又は変更
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民参加手続を行うことが適当と認められる市の政策の立案等

【説明】

ここでは、市民参加手続の対象となる事項について具体的に定めています。

第1号関係から第5号関係まで 《略》

第6号関係

「市民参加手続を行うことが適当と認められる市の政策の立案等」とは、第1号から第5号に掲げる対象事項以外の政策であっても、対象事項と同様の性格を有すると判断される政策については、対象事項として取り扱うこととするものです。

第1号から第5号までに掲げる市民参加の対象事項は、市民参加の対象を限定する趣旨ではなく、これらの対象項目には該当しなくても、市民生活との関わりなどからこれらに相当する性格を有する政策であれば、対象事項として取り扱うことができることとするものです。

この規定に該当して市民参加手続を実施する場合は、市民参加手続の対象事項としてこの条例を適用することとなります。

《以下、略》

【第8条関係】

（市民参加手続に準じた措置）

第8条 この節の規定は、この条例の規定による市民参加手続の対象とならない政策の立案等について、市民参加手続に準じた措置を講じることを妨げるものではない。

【説明】

条例第5条に定める対象事項に該当しない政策等であっても、その立案等の手続において市民参加手続を実施することが適当と思われるものは、任意に市民参加手続を実施することができることとするものです。

これは、市民参加の対象事項に該当しないような政策的な取組であっても、市民参加手続を実施することでより一層、政策の効果が期待されるものについては、その判断により任意で市民参加手続を実施できることとする趣旨です。たとえば、基本的な方針や計画、規則で定める事項などが想定されます。

苫小牧市市民参加条例運用の手引き（第19条関係 抜粋）

（市民からの要望等）

第19条 市は、この条例の施行に関して市民から要望等があったときは、その内容を検討し、当該要望等の内容及び検討の結果を公表するものとする。

【説明】

市は、市民参加条例の施行に関して市民から意見、要望等を寄せられた場合には、それに対する市の考え方とともに公表するものとしています。

〔運用〕

この規定に基づき市民から寄せられた意見や要望及びそれに対する回答等の内容を市民自治推進会議に報告するものとします。

陳 情 文 書 表

受 理	平成 2 4 年 5 月 1 1 日	付 託	第 6 回 定 例 会 平成 2 4 年 6 月 2 1 日 安全・安心のまちづくりに関する特別委員会
-----	--------------------	-----	---

陳 情 第 1 号

震災瓦れき受け入れ問題に関する陳情

提出者の住所・氏名

[Redacted]

陳 情 の 要 旨

新聞報道によりますと、市においては、震災瓦れきについて再生利用を前提に試行的受け入れに着手するとされています。

しかしながら、放射性物質が付着する瓦れきの受け入れについては、その必要性、妥当性、正当性の観点から疑問視されているところです。

瓦れき処理のおくれが復興をおくらせているかに言われております。しかし、岩手県において広域処理が予定されている瓦れきは、全量の2割にも達しません。広域処理が進んでいないために瓦れき処理が進まないのではなく、復興がおこなわれているわけでもありません。むしろ一般廃棄物の処理原則である自区内処理のほうが、復興のためにも、財政的にも、環境的にも有利だとされています。

実際、岩手県岩泉町長は現地で片づけていけば雇用が発生して、地元にお金が落ちます。急いで処理しなくても大丈夫。税金を青天井に使って全国に運び出す必要などありません、と語っています。また、宮城県知事は、今年4月2

4日に至って初めて、県内の内陸部自治体に処理を要望することを表明したのです。広域処理の前に、なされるべきことがなされていないのではないのでしょうか。瓦れきの総量も大幅に下方修正されており、広域処理を検討し直すべきことは明らかだと考えます。

環境政策から見ても、放射性物質への対応は封じ込めが大原則であり、拡散、濃縮は国際的にも問題視されています。リサイクルに利用する場合、原材料の運搬、製品の製造やその廃棄の全過程において、放射性物質による環境汚染が懸念されます。

このような疑問点があるにもかかわらず、市長は性急に意思決定をしようとしています。さまざまな問題点を有する震災瓦れきの処理こそ、冷静慎重な対応が必要ではないのでしょうか。安全神話の流布によって取り返しのつかない事態を招いた原子力政策の失敗から、私たちは何を学んだのでしょうか。

私たちは、震災瓦れきの受け入れ問題こそ、苫小牧市自治基本条例がうたう市民が主体となって、みずから考え、行動し、決定すべき事柄だろうと考えます。また、健康で文化的な生活に欠くことのできない良好な環境の恵みを受取る権利を有するとともに、こうした良好な環境を保全し、将来の市民へ引き継ぐ責務を負っている私たちは、苫小牧市環境基本条例の適用を求めます。

よって、貴市議会におかれましては、下記の事項につきまして特段の配慮をしていただきたく陳情いたします。

記

- 1 瓦れき受け入れの可否は、苫小牧市市民参加条例第5条第6号に基づく市民参加により決定すること。
- 2 放射線防護についての専門家を含む環境審議会に諮問し、答申を得ること。
- 3 上述の環境審議会のほか、公聴会の開催等複数の政策形成手続を実施し、かつ市民意見提出手続を行うこと。
- 4 環境審議会が瓦れき受け入れを答申した場合は、政策決定前に市が事業者として環境影響評価を実施し、環境基本計画を改定すること。
- 5 上記手続により、瓦れき受け入れの可否が決定されるまでの間は、瓦れきの試行受け入れを行わないこと。
- 6 これまで、また今後においても市長が瓦れき受け入れについて検討してきた経緯を公表し、情報を市民と共有すること。

陳 情 文 書 表

受 理	平成 2 4 年 6 月 2 0 日	付 託	第 6 回 定 例 会 平成 2 4 年 6 月 2 6 日 安全・安心のまちづくりに関する特別委員会
-----	--------------------	-----	---

陳 情 第 4 号

苫小牧市の災害廃棄物受け入れに関する陳情

提出者の住所・氏名



陳 情 の 要 旨

先日5月18日、苫小牧市によって、岩手県からの東日本大震災による木質災害廃棄物の受け入れ、合板へのリサイクルが発表されましたが、このことには以下に示すような不安と疑問があります。

災害廃棄物は福島第一原子力発電所の事故によって放射性物質で汚染されています。そのような材料からリサイクル製品を生産、販売すれば、苫小牧市だけでなく周辺地域、ひいては北海道全体の工業製品、農水産物のイメージダウンにつながり、致命的な風評被害が発生する危険があります。

現在示されている空間線量による測定では、廃棄物に含まれる放射性物質の濃度はわかりません。

サンプリング検査では苫小牧市に実際に運び込まれる廃棄物に含まれる放射性物質の総量がわかりません。

よって、今のままでは、苫小牧が受け入れる災害廃棄物の安全性は全く確認できません。このような廃棄物からつくられた製品は放射線被曝の原因となり、その製品が使われる場所の周辺の人々、特に子供たちの健康被害が懸念されます。

製品の流通経路の追跡も、行われる保証がありません。

災害廃棄物は放射能のほかにも六価クロム、アスベスト、PCB、重金属などさまざまな物質に汚染されている可能性があります。それらについての検討はなされていません。

木質廃棄物から合板製品を生産することですが、端材は焼却されるか、もしくは燃料ペレットに使われるでしょう。そうなれば、焼却による2次汚染は免れません。周辺地域の人々、特に子供たちの健康被害と、農水産物の被害(実害)が心配です。

北海道の基幹産業の一つである観光業も、イメージダウンと実害の双方によ

り、大打撃を受けることが懸念されます。

さらに、5月19日には、苫小牧市において、宮古市の市議であり復興委員長を務める田中尚氏が、災害瓦れきの現地での状況に関する講演会を行い、宮古市には、苫小牧が欲しがっているような木質瓦れきはない。現地の産廃業者に引く手あまたであると報告し、岩手県内での瓦れき処理の必要性を訴えたと伺いました。

被災地の支援としては、災害廃棄物の受け入れにこだわらず、現地で本当に必要とされていることをすべきです。その検討は十分されているのでしょうか。

このままでは、単なる税金の無駄遣いではないでしょうか。必要とされていないものを、北海道まで高い輸送費をかけて無理に輸送し、その処理にかかわる交付金を苫小牧市が受け取るよりは、その分の予算が被災地の人たちのために使われるようにすべきです。

例えば、避難者や保養者の受け入れ支援の充実、安全な食料の供給など、原発事故による汚染が、ごく軽く済んでいる、苫小牧市ならではの被災地支援の形があるのではないのでしょうか。

また、5月25日の安全・安心のまちづくりに関する特別委員会においては、広域処理受け入れの決定にかかわったという専門家3人の名前も明らかにされなかったと聞いており、そのような不透明な審議過程による決定には十分な信頼を置くことができません。

同じく5月25日の安全・安心のまちづくりに関する特別委員会において、災害廃棄物の受け入れは県と道による決定事項で、苫小牧市から直接宮古市に問い合わせることはできないという意味の発言がなされたそうですが、廃棄物の処理は本来市町村の業務であり、県と道には監督する法的権限はないはずで

す。よって、貴市議会におかれましては、下記の事項につきまして特段の配慮をしていただきたく陳情いたします。

記

- 1 5月18日付の災害廃棄物受け入れの正式発表はひとまず撤回し、安全が確認されるまで北海道内への災害廃棄物の輸送は待つこと。
- 2 安全確認についての議論は、一般から募った市民の傍聴のもとで行うこと。
- 3 被災地支援については、改めて現地の市役所の環境、市民生活、産業等を担当する各課の希望を確認し、本当に必要とされている苫小牧市ならではの形を検討すること。

陳 情 文 書 表

受 理	平成 2 4 年 6 月 2 0 日	付 託	第 6 回 定 例 会 平成 2 4 年 6 月 2 6 日 安全・安心のまちづくりに関する特別委員会
-----	--------------------	-----	---

陳 情 第 5 号

広域瓦れき処理における隣接市町村への説明責任に対する陳情

提出者の住所・氏名



陳 情 の 要 旨

被災地支援の広域瓦れき処理の詳細計画書を北海道の全市町村に公開し、きちんとした説明をしてください。

核汚染は北海道民全体の安全と北海道経済全体にかかわる問題です。苫小牧だけの問題ではありません。特に隣接市町村の住人、隣接市町村の農業・漁業・観光産業には詳細な説明が必要と考えます。

現在は合板としか説明がなされておらず、詳細なことは何ひとつ説明されていません。詳細な説明とは、官公庁入札案件で作成される数百ページに上る詳細な仕様書が期待されると考えます。

例えば、計画書では次の点について詳細な記載が望まれます。

木材を高圧洗浄すれば最終的に海が汚れます。木材の端切れを焼却すれば濃縮され、高レベル核廃棄物となります。それらは埋め立てや公共施設の建設に使われるのでしょうか。環境汚染については、そういった危険性についての詳細な説明をきちんと隣接市町村にするべきです。

輸送する廃棄物が基準値以下であることを確認する測定方法の詳細について、安全を確認するには、当然、サンプリング検査ではなく10センチメートル単位に切った上で全個検査するといったものが期待されます。この膨大な検査費用を苫小牧市が負担するのだと考えますが、むしろ、その費用は被災地の支援に使うほうが有益です。

現在、瓦れき焼却をしている静岡県島田市では木材だけを輸送するはずのところコンクリートの大きな塊がまざっており、問題となっています。また、島田市の焼却施設周辺は大変な汚染になっています。自治体が計測しないため、島田市民が土を採取し専門機関で計測した結果、参考値はたった10トンの試験焼却だけで焼却場そばの小学校の校庭の汚染レベルが200倍になったとされています。

現在、食品の海外輸出において、農林水産省に問い合わせると産地が北海道産であれば検査が免除されていますが、海外の目は厳しいです。苫小牧が瓦れきを受け入れれば、北海道からの輸出品すべてに放射能検査が義務づけられるでしょう。農作物だけでなく自動車部品などの工業製品にも放射能検査は義務となるはずですが、北海道の第1次産業及び第2次産業すべてに、莫大な検査費用負担がのしかかります。

また、損害補償については、瓦れき処理の作業手順に間違いがあった場合にも、北海道全体で何十兆円から何百兆円にもなる被害額が生じるでしょう。こういった被害については苫小牧市が補償するべきと考えます。

また、広域瓦れき処理という国際常識に反する作業は、全世界が注目している問題であることを認識していただきたいです。

例えば、アメリカの首都ワシントンDCのしにせ新聞The Atlanticの記事Getting Rid of the Radioactive Debrisでは、広域瓦れき処理は国際常識に反している。広域瓦れき処理は福島原子力発電所事故の収束に向けた国際協力の妨げとなっていると報道されています。チェルノブイリ事故の被害を受けたヨーロッパでの関心も高いです。

よって、貴市議会におかれましては、下記の事項につきまして特段の配慮をしていただきたく陳情いたします。

記

- 1 隣接市町村並びに北海道全市町村に対し広域瓦れき処理の詳細な説明をすること。



市長室へようこそ

Welcome to the Mayor's Office

Google

検索

 WWWを検索 サイト内を検索[市長プロフィール](#)[記者会見](#)[市長コメント](#)[市長コラム](#)[まちづくりの方針](#)[市長宛メール](#)[苫小牧市トップページ](#)>[市長室](#)>[記者会見](#)[ひとつ前のページに戻る](#)**記者会見** PRESS CONFERENCE[過去の記者会見はこちら](#)

日時 平成24年8月7日(火)午後5時00分から

場所 第2応接室

出席者

○市側:岩倉市長、中野副市長、菊地副市長、環境衛生部長

○記者側:11社13名参加

発表内容**1 災害廃棄物の広域処理について****【市長説明】**

お忙しいなか、お集まりいただきありがとうございます。

本日の案件は1件で、本日、環境省より、東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表について、広域処理の調整結果が示されましたので、ご報告させていただきます。

その内容といたしましては、岩手県の可燃物・木くずにつきまして、具体的な受入を調整している自治体や受入実績のある自治体での処理により、目標期間内の処理が実現できる見込みとなり、北海道への広域処理の要請はありませんでした。

本市としても、災害廃棄物の広域処理が必要であれば、復旧復興のお手伝いをしたいという思いから、5月18日に「災害廃棄物の受入に関する安全基準に対する考え方」を示したところですが、災害廃棄物処理のうち、可燃物及び再生利用を前提とした木くずについて、宮古地区における処理の目処が立ったということは、誠に喜ばしいことと考えております。

今後、被災地へは、職員派遣など復旧復興のお手伝いを積極的に行ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。皆さんからご質問があれば、お受けいたします。

上記内容は発言の要旨であり、重複した言葉使いや言い直しがあったものなどについては、整理の上作成しております。

記録作成:総合政策部秘書広報課